

# 空家除却補助金のご案内

富士見市では、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、**空家の除却(解体)**工事に係る費用の一部を**補助**します。

## 対象空家

### 次の全てを満たす空家

- 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- 1年以上居住及び使用していない建築物
- 勧告(空家特措法第14条第2項)を受けていない建築物
- 除却について所有者等全員の同意を得ている建築物

## 対象者

### 次の全てを満たす方

- 対象空家の所有者又はその相続人
- 個人
- 市税の滞納がない方

## 対象経費

- 対象空家の除却(解体)工事に係る費用
- 上記工事に伴う廃材等の撤去及び処分に係る費用

## 補助額

▪ **最大 30 万円** (補助対象経費の3分の1)

## その他要件等

- 補助金の交付決定を受けた後に除却工事を行うこと
  - 建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けた市内業者が行う工事であること
  - 過去に当該補助金の交付を受けていないこと
- ※申請時に除却後の跡地の土地利用計画を確認します。  
例：建替え・売却・駐車場 など  
※申請時の添付書類についてはご相談ください。

## 申請の流れ

事前相談

補助金交付申請  
※令和4年1月31日まで

補助金交付決定

除却工事

実績報告  
※令和4年3月31日まで

補助金交付確定

補助金請求

補助金交付

**老朽化した空家を所有されている方は、ぜひご利用ください！**



### 【問合せ】

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ  
住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1  
電話：049-252-7127